

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十五号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の昭栄県営住宅駐車場の項中「2,200円」を「1,800円」に改め、同表の城西県営住宅駐車場の項中「1,900円」を「1,500円」に改め、同表の鍋島県営住宅駐車場の項中「1,800円」を「1,400円」に改め、同表の兵庫県営住宅駐車場の項中「2,100円」を「1,800円」に改め、同表の光県営住宅駐車場の項中「2,300円」を「1,900円」に改め、同表の栄町県営住宅駐車場の項中「3,100円」を「3,300円」に、同表の和野田県営住宅駐車場の項中「1,700円」を「1,900円」に改める。

様式第四号の裏を次のように改める。

(裏)

(入居にあたっての主な注意事項)

1 家賃について

(1) 県公営住宅の入居者は、毎年度、収入を申告しなければなりません。その申告された収入に基づいて翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

(2) 県改良住宅に引き続き3年以上入居している者は、毎年度、収入に関する報告を行わなければなりません。ただし、住宅地区改良法第18条の規定により入居した者を除きます。

2 入居者の保管義務について

県営住宅の使用にあたっては、次の事項を遵守するとともに、必要な注意を払い、県営住宅を正常な状態で維持しなければなりません。

(1) 県営住宅を店舗、事務所その他住宅以外の用途に使用してはいけません。

(2) 県営住宅を他人に貸し、入居の権利を譲渡し、又は無断で他の者を同居させてはいけません。

(3) 県営住宅を許可なく模様替し、又は増築してはいけません。

(4) 周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

(5) 県営住宅において、犬・猫・ハトなどの動物を飼育してはいけません。近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因にもなります。

なお、悪質な場合は、県営住宅の明渡しを請求することがあります。

(6) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕については、入居者の負担となります。

3 退去時の修繕について

畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え及び専ら入居者の責任により修繕又は清掃が必要になった分の費用については入居者の負担となります。

4 県営住宅の明渡しについて

家賃の3月以上の滞納、県営住宅、共同施設又は地区施設の故意によるき損など佐賀県営住宅条例第40条第1項各号に該当する場合及び県公営住宅に入居して5年を経過して高額所得者の認定を受けた場合には、県営住宅の明渡しの請求をすることがあります。

5 各種申請・届出について

(1) 入居の承継(入居名義人の死亡又は退去の場合のみ)、新たな同居者の転入(出生・結婚など)、連帯保証人の変更等については、知事の承認が必要です。

(2) 同居者の転出、県営住宅を引き続き15日以上使用しない場合等については、知事への届出が必要です。

(3) 県営住宅を明け渡すときは、退去予定日の10日前までに知事に届け出て、住宅監理員又は知事の指定する者の検査を受けてください。

6 その他

上記以外の事項に関しては、佐賀県営住宅条例及び佐賀県営住宅条例施行規則に規定する事項を遵守してください。

上記の事項につき、説明を受け、了承しました。

氏名

印

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。